

保護司会等活動補助金等交付要綱

令和2年4月1日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪のない明るい社会の実現のため、犯罪予防活動や犯罪者の再犯防止活動を行うことで「安全で安心して暮らせる快適なまちづくり」に寄与する保護司等の活動に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(交付対象)

第2条 補助事業の対象となる者は、次のものとする。

- (1) 神戸市保護司会連絡協議会

(対象経費)

第3条 補助事業者等の対象となる経費は、補助事業者等が当該年度内に実施する、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 神戸市保護司会連絡協議会の活動のうち、区保護司会との連絡調整等に要する経費
- (2) 神戸市保護司会連絡協議会の事業のうち、区の保護司会活動に係る会運営費、及び更生保護サポートセンター運営費、並びに区の活動事業費への助成に要する経費

(補助金等の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第5条1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 補助事業等にかかる収支予算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請の日から速やかに通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者等は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後速やかに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第4号)
- (2) 事業等の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第8条 補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第5号)を市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書(様式第6号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

補助金等交付申請書

第 年 月 日 号

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

印

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称		
目的及び内容		
補助事業等の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金等の額	円	
添付資料	・事業計画書 ・補助事業等にかかる収支予算書又はこれに代わる書類	

担当者名

電話

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

上記の内容を満たしていれば、「別紙のとおり」と記載して、補助事業者等が作成した様式を添付することができる。

様式第2号(第6条関係)

補助金等交付決定通知書

第 年 月 日 号

(補助事業者等名) 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の交付対象事業及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者等は、補助金規則及び保護司会等活動補助金等交付要綱に従うこと。・上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

様式第3号(第6条関係)

補助金等不交付決定通知書

第 年 月 日 号

(補助事業者等名) 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で申請のあった下記事業については、
下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第4号(第7条関係)

補助事業等実績報告書

第 年 月 日 号

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称		
補助事業等の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金等の額	(円) 円	
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類 ・補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類	

(注)交付決定内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。

担当者名 _____ 電話 _____

別記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 上記の内容を満たしていれば、「別紙のとおり」と記載して、補助事業者等が作成した様式を添付することができる。

様式第5号(第8条関係)

補助金等請求書

請求金額	円
補助事業等の名称	

上記のとおり、補助金等を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 宛

住所

団体名

代表者名

印

(添付書類)

・振込先口座

金融機関	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他 ()
口座番号			
口座名義			

(注) 口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金等受領委任状(様式第6号)を提出すること。

担当者名 _____ 電話 _____

様式第6号(第9条関係)

補助金等交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

(補助事業者等名) 様

神戸市長 印

年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	

様式第7号

受 領 委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金等に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業等の名称

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			